

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成16年9月10日

京都市長 榊本 頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称 京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事

ただし、プラント設備工事

(2) 工事場所 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138他

(3) 工事概要

焼却残さ溶融施設

施設規模 330トン/日

系列数 2系列（165トン/日×2系列）

型式 燃料燃焼式（都市ガス）又は電気式

(4) 工期

契約の日から平成21年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

各会計年度において、各会計年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で支払うこととする。ただし、1会計年度における前払金の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成16年度に1回、平成17年度に2回、平成18年度に2回、平成19年度に2回、平成20年度に2回の合計9回の出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

## 2 入札までの手続

- (1) 応募した者を、3の入札参加資格に関する事項を考慮のうえ審査し、参加資格を有すると認められた者を入札参加対象者として確認する。
- (2) (1)の確認結果は、書面にて通知する。
- (3) (1)にて確認した者に、発注仕様書及び入札説明書を提示し、入札を行う。

なお、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づく補助金の交付の対象となる条件が整わないときは、本件手続を中断し、又は中止することがある。

## 3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たしていることについて、4の競争入札参加資格の確認の手続により市長の確認を受けた者。

- (1) 本市の競争入札参加資格審査(工事)において審査を受け資格を有する者で、次のア及びイのいずれにも該当していること。
  - ア 建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を受けていること。
  - イ 直前の経営事項審査結果通知書(入札予定日において有効なものに限る。)における「機械器具設置」の総合評点が1100点以上あること。
- (2) 本件競争入札参加資格確認申請受付締切日から入札及び開札の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受け、その期間中にある者でないこと。
- (3) 平成6年度以降に完成済みかつ6箇月以上稼働している施設の工事において、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、共同企業体の構成員とし

ての実績は、出資比率が40%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ア 次のいずれにも該当する燃料燃焼式（熱源は都市ガス、灯油、重油のいずれかに限る。）又は電気式の都市ごみ焼却残さ熔融施設（都市ごみ焼却施設の付属施設としての建設実績を含む。）の新設工事を設計施工した実績を有していること。なお、燃料燃焼式、電気式とは、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（社団法人全国都市清掃会議・財団法人廃棄物研究財団発行）によって解説された処理方式とする。

(ア) 1系列当たりの焼却残さ処理能力が16.5トン/日以上のものである。

(イ) 入札参加申立日において、90日以上安定運転していること。

イ 廃棄物処理施設整備国庫補助事業対象の連続運転式都市ごみ焼却施設に係るプラント設備工事の実績を有すること。

(4) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置しうること。

なお、配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

(5) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のア～ウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第2

1 1 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社 (以下「更生会社」という。) 又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社 (商法第 2 1 1 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前ア及びイと同視し得る関係があると認められる場合

#### 4 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、市長の競争入札参加資格確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書 (用紙交付)

イ 施工実績調書 (用紙交付)

3 (3) ア及びイに示す同種の工事の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ウ 直前の経営事項審査結果通知書の写し

入札執行予定日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。

A4判の大きさに縮小コピーして提出すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3 (4) に示す監理技術者又は主任技術者については、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 入札参加申立日において、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(イ) 入札参加申立日から本工事の入札日までの期間に、すべての工事の入札案件において、技術者として配置を予定していない者であること。

(ウ) 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。

(エ) 常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申立日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

入札参加申請日以降に専任性を確保できる者で、自社社員から選定すること。

オ 会社概要（用紙交付）

カ 設計施工確約書（用紙交付）

キ 同意書（用紙交付）

ク 委任状（本市に使用印鑑届で届出済みの代表者又は受任者以外の代

理人の記名・押印により入札参加希望申出書を提出する者のみ)

ケ 返信用封筒 表に返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手をちょう付すること。

(2) 競争入札参加資格確認申請用紙の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

公告の日から平成16年9月24日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所

京都市理財局財務部調度課

(3) 競争入札参加資格確認申請の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

公告の日から平成16年9月24日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 受付場所

京都市理財局財務部調度課

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知等

ア 競争入札に参加しようとする者は、(1)に掲げる書類を競争入札参加資格確認申請の受付期間内に、持参により受付場所へ提出しなければならない。

イ (1)に掲げる書類の作成に係る費用は、競争入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

なお、提出された書類は、本市において無断で使用しないものとする。

る。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成16年10月1日（金）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、平成16年10月13日（水）までに、持参により京都市理財局財務部調度課に提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成16年10月20日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 競争入札参加資格確認の取消し

競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、市長は4(4)ウによる通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 競争入札参加資格があると認めた者が入札及び開札の日時までに、京都市契約事務規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 競争入札参加資格があると認めた者が入札及び開札の日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中にあること。

(3) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたと

き。

## 6 発注仕様書及び入札説明書の提示

- (1) 提示日時 平成16年10月4日(月)午前10時
- (2) 提示場所 京都市理財局財務部調度課
- (3) 発注仕様書等に対する質問及び回答期限等

発注仕様書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。

## 7 提案書等の提出

入札を行う者は、総合評価基準及びライフサイクルコストに関する仕様書に定める提案書等を提出しなければならない。

### (1) 基礎項目等に関する提案書

ア 提出期限 平成16年11月24日(水)午後5時まで。

イ 提出場所 京都市理財局財務部調度課

### (2) ライフサイクルコストに関する提案書

競争入札執行時に提出

## 8 競争入札執行の日時及び場所等

(1) 入札日時 平成16年12月24日(金)午前10時

(2) 入札場所 京都市理財局財務部調度課第一入札室

(3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書又はその写し及び入札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書を提示しなければならない。

(4) (3)に示す積算内訳書は、様式は自由であるが、記載内容は、入札説明書により指示する事項、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(5) (3)に示す積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、



入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 9 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札説明書で指定する内容等のうち、基礎項目をすべて満たしている内容等を提案した入札者の中から、総合評価方式により最も高い評価点の者を学識経験者への意見聴取を行ったうえ落札者とする。ただし、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に高い評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が2者以上あるときは、入札書に記載された金額と提案書等で提示されたその他コストの合計額の低い者を落札者とする。また、入札書に記載された金額と提案書等で提示されたその他コストの合計額が同額である場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札金額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札に当たっては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有する者が1者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 11 入札の取消し

9(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が1者になったときは、入札を取り消すものとする。

#### 12 入札の無効

(1) 規則第6条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

(2) 提案書等を提出しないときは、無効とする。また、予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

#### 13 議会の議決に付すべき契約

発注する工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決があった後に本契約を締結するものとする。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに仮契約の相手方に、別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は、解除する。

#### 14 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

15 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課工事契約担当（電話番号 075-222-3313）

16 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Construction work of ash furnace plant in Kyoto city

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m. 24 September, 2004

- (3) Time-limit for the submission of tenders:

10:00 a.m. 24 December, 2004

- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,

Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)